

駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

環駿河湾観光交流活性化協議会（以下、協議会という。）は、海上から雄大な富士山の眺望を楽しむことができる貴重な観光資源である清水・土肥航路を活用し、環駿河湾地域を周遊する観光を促進して、同地域における交流人口の拡大及び地域活性化を図るため、駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業を行う対象地域内に事業所を有する団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業」とは、対象地域内に事業所を有する団体等が実施する、地域資源（観光施設、イベント、食、地場産品等）の魅力と駿河湾フェリーを連携させた誘客促進事業をいう。
- (2) この要綱において「対象地域内に事業所を有する団体等」とは、静岡市、下田市、伊豆市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町のいずれかの市町に事業所を有する観光協会、交通事業者、観光施設等をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
 - オ その他協議会が必要と認める書類
- (2) 提出期限 別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（総事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 国等により、別途同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている場合は補助対象外とすること。

- (5) 申請日時時点で既に着手している事業は対象外とすること。ただし、事業の構想、計画づくり等の準備行為は行っても良いものとする。
- (6) 採択された補助事業については、取組内容をホームページや事例集等により公表することがある旨留意すること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他協議会が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 収支決算書（様式第3号）
 - ウ その他協議会が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第7号）
- イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する

別表

補 助 の 対 象		補 助 率 (額)
事 業 の 内 容	経 費	
<p>地域資源（観光施設、イベント、食、地場産品等）の魅力と駿河湾フェリーを連携させた誘客促進事業のうち、下記要件を全て満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駿河湾フェリー及び対象地域への誘客及び周遊効果が得られる取組とすること。 ・ 新型コロナウイルス感染症への対策を徹底した取組であること。 ・ 事業の実施に関して、駿河湾フェリーの運航事業者である、一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーとの連携、調整を図ること。 	<p>当該事業に要する経費のうち報償費、買上金、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃貸料、その他事業の実施に必要なと協議会が認める経費。</p>	<p>左に掲げる経費の10分の10以内とし、上限額及び下限額は以下①②のとおり。</p> <p>① 2市町以上の対象地域を含む事業：上限2,000千円、下限500千円</p> <p>② 単独市町を対象地域とする事業：上限500千円、下限：100千円</p>

駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会
会長 土屋 優行 様

申請者 住所
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年度において駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 取組事業名

2 総事業費

3 交付申請額

金額	円	
(補助金所要額)	(補助金に係る消費税仕入控除税額)	(補助金額)
円 -	円 =	円

4 事業の概要

5 概算払の予定

- (1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名 支店名
口座種別 口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業計画書(変更事業計画書)

1 申請者の概要

団体等名		
代表者	所属： 役職：	住所： 氏名：
担当者	所属： 住所： 担当者(役職・氏名)： (電話・FAX番号) (メールアドレス)	
連携する事業者の 名称及び所在地 ※別紙添付も可	名称・所在地	担当者名
他の補助金、 助成金等の有無	該当するものに○を付し、有の場合は当該補助金、助成金等の名称、金額、交付元を記載すること。 有 ・ 無 (補助金額、補助金名、交付元)	
団体の活動概要		

2 事業概要

取組事業名	
対象エリア (該当するものに○)	静岡市 下田市 伊豆市 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
<p>公募要領「3 補助対象事業」に示す要件を全て満たすことがわかるように (1) ~ (3) について記載してください。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>※留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ターゲット及びその特性を示すこと。それを踏まえた地域の観光資源等の活用方法を示すこと。・広報計画を示すこと。・事業の実施体制を示すこと。 <p>(3) 事業目標、効果測定方法等</p> <p>※留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・事業目標は、誘客人数、経済効果等、できるだけ具体的な数値を示すこと。	

3 スケジュール

時期	業 務 内 容	備 考

完了予定年月日 年 月 日

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収入				支出				差引残高
				計				計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 土屋 優行 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 土屋 優行 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業名	
事業完了年月日	年 月 日
事業実施内容	
事業目標に対する実績	
効果測定結果	
今後の展開	

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定（決定）を受けた駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会

会長 土屋 優行 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

環駿河湾観光交流活性化協議会
会長 土屋 優行 様

申請者 住所
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)	金	円

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名